

## 令和4年第8回芳賀町教育委員会会議録

- |   |      |                            |        |
|---|------|----------------------------|--------|
| 1 | 期 日  | 令和4年8月19日(金)               |        |
| 2 | 場 所  | 芳賀町役場教育委員会室                |        |
| 3 | 開 会  | 午後1時25分                    |        |
| 4 | 出席委員 | 教 育 長                      | 古 壕 秀一 |
|   |      | 教育長職務代理者                   | 沼能 寿之  |
|   |      | 委 員                        | 黒崎 厚央  |
|   |      | 委 員                        | 塩野 由子  |
|   |      | 委 員                        | 山口 友也  |
| 5 | 出席職員 | 学校教育課長                     | 小林 芳浩  |
|   |      | 生涯学習課長                     | 高津 健司  |
|   |      | 学校教育課指導主事                  | 高橋 輝秋  |
|   |      | 学校教育課指導主事                  | 松本 薫   |
| 6 | 書 記  | 学校教育課課長補佐兼係長               | 野沢 幸代  |
| 7 | 議 題  | 議案第30号 芳賀町指定天然記念物の指定解除について |        |

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和4年第8回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 したがって会期は、本日1日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。 先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 したがって前回の会議録は、承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、黒崎厚央委員にお願いします。 では、教育長事務報告を行います。 &lt;資料に基づき下記の事項について概要報告を行った。&gt; ・教育事務所長との懇談について ・町民祭開催委員会について ・青少年健全育成推進協議会総会・研修会について ・教頭・主幹教諭、校長選考1次試験について ・部活動地域移行検討会議について ・県教育委員会連合会要望活動について ・教職3年目指導力向上研修会について</p>
古壕教育長	<p>それでは議事に入ります。</p>
古壕教育長	<p>議案第30号 芳賀町指定天然記念物の指定解除についての件を議題とします。</p>
野沢書記	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
古壕教育長	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>高津課長から説明をお願いします。</p>
高津課長	<p>今年7月、東水沼の十二所神社で、氏子の方々が草刈りを行った際に、町天然記念物に指定されているモミの木が枯れているのを確認し、倒れてしまう恐れがあるということで相談に見えました。町文化財保護審議委員の皆様にも現地を確認していただき、危険が確認されたため、天然記念物の指定解除について教育委員会に諮ること</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<p>になりました。お手元の資料に写真がありますが、モミの木に落雷の跡が確認できます。落雷は数年前で、枯れて年数が経過していると思われます。文化財保護審議会から文化財指定を解除することが相当と認められるとの答申がありましたので、ご審議をお願いします。</p>
高津課長	<p>資料に文化財保護条例がありますが、この案件は第何条に該当しますか。</p>
古壕教育長	<p>第37条第1項に「町指定史跡名勝天然記念物が町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる」という規定があり、これに該当すると判断しました。</p>
黒崎委員	<p>その判断に基づき文化財保護審議委員会から答申が提出され、この場で決定するということですね。</p>
高津課長	<p>委員の皆様からご意見をお願いします。</p> <p>文化財に指定されているのは、モミの木1本だけでしょうか。</p>
古壕教育長	<p>十二所神社の本殿、藤山古墳も文化財に指定されています。さらに境内にある杉の木も文化財に指定されています。文化財に指定されているモミの木は複数ではなく1本です。</p>
委員全員	<p>それでは、議案第30号 芳賀町指定天然記念物の指定解除についての件を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>従って議案第30号 芳賀町指定天然記念物の指定解除についての件は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>以上で議事を終了させていただきます。</p>
	<p>それでは、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、9月16日午後2時から教育委員会室です。</p>